議案第１１号

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第１０１号）の施行に伴うほか，所要の改正を行うため。

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市火災予防条例（昭和３７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを「一般サウナ設備」に改め，同条第１項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ」に改め，同項第２号及び同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め，同条を第７条の３とする。

第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

⑵　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第

１４号まで及び第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号、第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第２９条中「警報」の右に「（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え，同条第６号を削る。

第２９条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の右に「、感震ブレーカー」を加える。

第４４条第６号の次に次の１号を加える。

⑹の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４４条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

付　則

この条例は，令和８年３月３１日から施行する。ただし，第２９条の改正規定は，公布の日から施行する。